

## 目 次

	ページ
第1 監査の概要.....	1
1 監査のテーマ.....	1
2 テーマ設定の趣旨.....	1
3 監査の対象.....	2
4 監査対象期日.....	2
5 監査の着眼点.....	2
6 監査の実施期間.....	2
7 監査の方法.....	2
第2 本区の避難所及び防災倉庫等の整備の考え方.....	2
1 避難所の整備.....	2
2 防災倉庫等の整備.....	4
3 備蓄品等の確保.....	5
第3 防災倉庫等の所管課に対する調査結果の概要.....	7
1 危機管理室防災課.....	7
2 健康推進部健康推進課.....	11
3 子育て支援部子育て支援課.....	12
4 子育て支援部保育課.....	13
5 都市整備部土木工事課.....	13
第4 防災倉庫等の設置・管理状況及び備蓄品等の管理状況に係る調査結果の概要...	15
1 現地視察・調査施設.....	15
2 防災倉庫等の設置・管理状況と問題点.....	16
3 備蓄品等の管理状況と問題点.....	20
第5 監査結果.....	24
1 指摘事項.....	24
2 意見・要望事項.....	24
3 総括的意見・要望事項.....	33
第6 まとめ.....	35

参考資料

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

地域避難所防災倉庫、備蓄倉庫、補完避難所、福祉避難所及び水防倉庫（以下「防災倉庫等」という。）における災害時備蓄品及び応急対策用資機材（以下「備蓄品等」という。）の管理について

### 2 テーマ設定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故から6年が経過したが、今なお多くの被災者が困難な避難生活を余儀なくされている。また、この間にも、28年4月14日に発生した熊本地震や、台風、集中豪雨による水害など、毎年のように災害が起こっている。

24年4月に東京都防災会議から公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」において最大被害が見込まれている東京湾北部地震の目黒区における被害想定では、死者332人、負傷者3,195人、避難者94,335人、避難所生活者61,318人、帰宅困難者78,206人等と、甚大な被害が想定（冬18時、風速8m/sの場合）されており、首都直下地震の発生が危惧されているところである。

こうした中で、目黒区世論調査による区の施策に対する区民要望のうち防災対策については、23年度で第1位、26年度で第3位となっており、区民の防災に対する危機感や要望が高い状況となっている。

本区では、東日本大震災後、23年9月に、区の対応結果等について総括（第一次総括）を行うとともに、第一次総括における七つの課題の解決に向けた防災対策の具体的な取組として、24年3月に、「東日本大震災における区の対応結果等（第一次総括）」に掲げた七つの課題に関する具体的な取組について」を取りまとめ、防災対策の基本的な取組方針とした。その後、都の被害想定、区議会震災対策調査特別委員会からの「震災対策への提言」（24年5月）などを踏まえ、25年3月に地域防災計画の大幅な修正を行い、「自助・共助・公助の力で支え合う地震に強いまちづくり」、「区民の命を守る危機管理の体制づくり」、「被災者の生活を支え、早期に再建する仕組みづくり」の三つの視点のもとに、防災関係機関、地域団体、区民等と連携・協力しながら、様々な対策に取り組んでいる。地域防災計画については、国・都及び区の施策の進捗等や防災対策の見直し等に伴い、29年3月に修正が行われている。（第31次修正）

これらを踏まえた取組の一環として、本区においては、地震等の災害の発生に備え、家庭や事業所における飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄を呼びかけるとともに、都等と連携を図りながら、備蓄倉庫等を拡充し、飲料水・食糧などの備蓄品等の備蓄、事業者との食糧等の調達の協定の締結等に取り組んでいる。また、備蓄品等を被災者に速やかに搬出・供給するための体制の整備に努めているところである。

地震等の災害が発生した場合、地域避難所等の被災者に対し、備蓄品等を確保するとともに、適切に届けていくことは、被災者の避難生活を支える上で、極めて重要な救援・救護活動である。

そこで、今年度の行政監査においては、区における防災対策のうち、防災倉庫等における備蓄品等の管理状況を把握し、即応性・実効性のある備蓄品等の管理が適切に行われているかどうかを検証することとする。

### 3 監査の対象

防災倉庫等の設置・管理状況及び備蓄品等の管理状況並びにそれらに係る事務

### 4 監査対象期日

平成28年4月1日現在とする。ただし、28年11月1日までの間に、備蓄品等の種類、数量等を変更した場合はその時点とする。

### 5 監査の着眼点

- (1) 防災倉庫等は、地震や豪雨、火災などで損壊しないように設置されているか。
- (2) 備蓄品等の備蓄目標の設定及び備蓄品等の選択は適切に行われているか。
- (3) 備蓄品等の備蓄数量は整備されているか。
- (4) 備蓄品等は、女性や乳幼児、高齢者、障害者などに特に配慮したものとなっているか。
- (5) 震災時、水害時に使いやすいよう、備蓄品等は適切に維持管理されているか。
- (6) 備蓄品等の使用方法は、すぐ分かる場所に分かりやすく表示等が行われているか。
- (7) 備蓄品等の品質保持、使用（訓練を含む）、補充、処分は適切に行われているか。
- (8) 発災時、水害時に被災者に対し備蓄品等を円滑に搬出・供給できる体制となっているか。

### 6 監査の実施期間

平成28年11月4日（金）から平成29年3月29日（水）まで

### 7 監査の方法

監査対象である防災倉庫等の所管課に対しアンケート調査、関係書類の調査及び現地調査を行うとともに、必要に応じて関係職員への説明聴取により検証する。

## 第2 本区の避難所及び防災倉庫等の整備の考え方

### 1 避難所の整備

地域防災計画(28年度修正)においては、「避難者対策」として、区内には、区が指定する地域避難所、補完避難所、福祉避難所と、都が指定する広域避難場所の4種類の避難先が指定されている。区が指定する避難所は、避難者の一時的な生活の場と位置付けられており、受入可能人数は合計で約46,000人となっている。しかしながら、都が24年4月に見直した被害想定では、本区における避難生活者数は約62,000人と想定されており、施設の受入可能人数を超えているため、避難所指定施設

の拡充等が必要となっているとしている。

災害時に避難者を受け入れる避難所については、次のように記載されている。

#### (1) 地域避難所

火災の延焼や家屋の倒壊、区等から「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」が発令された場合に避難する施設である。一定のオープンスペースを有し、まず一時避難する場としての機能のほか、自宅等へ戻ることができない場合の一時的な生活の場、またライフライン途絶時には区における災害情報の入手など地域の拠点機能を有する。

また、地域避難所には備蓄物資や避難所運営に必要な資機材を格納した防災倉庫を設置しているほか、井戸や下水道管直結型トイレの整備を行っている。

区立小・中学校全校と、碑文谷公園一帯、めぐろ学校サポートセンター、めぐろ区民キャンパス及び都立高校の計38か所を指定している。また、地域避難所の開設・運営については、避難所運営協議会、施設管理者及び区、地域住民が協力して行うこととしている。

#### (2) 補完避難所

地域避難所への避難者が増加し受け入れきれない場合や地域避難所での生活が困難であると考えられる避難者を受け入れる施設である。区有施設では、住区センター、目黒区民センター、社会教育館などや、民間施設では協定を締結した私立高校等を指定している。(47か所)

#### (3) 福祉避難所

地域避難所や補完避難所での生活が困難な方を受け入れる施設である。介護が必要な高齢者を受け入れる施設として、特別養護老人ホーム等の8か所、支援が必要な障害者を受け入れる施設として福祉工房等の8か所、保護者が所在不明、緊急入院、死亡等により保育に欠ける状態にある乳幼児を受け入れる施設として各地区1か所の区立保育園5か所、合計21か所を福祉避難所として指定している。

#### (4) 広域避難場所（東京都地域防災計画では避難場所という。）

広域避難場所への避難は、地域避難所に火災延焼などの危険が迫り、避難が必要となった場合に、警察や消防の協力を得て避難する。

目黒区内の広域避難場所は、駒場東大・駒場野公園一帯など7か所が指定されている。

#### (5) 指定の考え方

避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 避難所は、原則として、小学校区を単位として指定する。

イ 避難所は、耐震・耐火構造を備えた公共建物等(学校等)を指定する。

ウ 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね3.3㎡当り2人とする。

エ 各避難所とも要件を満たさなくなった場合には、指定の見直しを行う。

オ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる

等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

カ 地域避難所の追加指定等により、新たに避難者受入施設を確保する際には、火災危険度や建物倒壊危険度等の地域危険度測定結果や各種被害想定の結果を踏まえた適正な配置に努めていく。さらに、被害が拡大した場合等に備え、ヘリコプターによる救助・救援活動が円滑に行われるよう、上空への施設の位置表示（ヘリサイン）の整備を推進していく。

## 2 防災倉庫等の整備

地域防災計画においては、「物流備蓄対策の推進」として、防災倉庫、備蓄倉庫、物資集積所及び「風水害対策」として、水防資機材の備蓄場所について次のとおり記載されている。

### (1) 防災倉庫

防災倉庫は、小・中学校等の地域避難所に設置されており、避難所生活で当初必要な資機材が入った倉庫である。災害時に災害対策本部から避難所開設の指示があった場合は、防災倉庫の資機材を活用し避難所生活の準備を整える。防災倉庫の資機材は、地域訓練や避難所運営訓練等で使い方の習熟を図る。（38か所）

### (2) 備蓄倉庫

災害時の被害の規模により、避難所生活が長期化するおそれがある場合や、防災倉庫の資機材が不足する場合等に備え、主に、食糧・寝具・肌着等を備蓄している。災害時は避難所からの要請を受け、各備蓄倉庫から搬送する。（17か所）

### (3) 分散備蓄

備蓄倉庫については、被災を避けるために分散整備するほか、災害時の交通混乱、輸送路の損壊、車両確保の不確実性を考慮して、重量物や発災直後早急に必要な物資の一部を地域避難所の防災倉庫に備蓄している。

### (4) 物資集積所

食糧及び生活必需品等の集積所として、交通等が便利な場所である目黒区総合庁舎、目黒区民センター、めぐろ区民キャンパスの3か所を選定し、都福祉保健局に事前に報告している。状況により、予定していた物資集積所が確保できない場合には、速やかに広い道路に面した代替地を選定確保することになる。

### (5) 水防資機材備蓄場所

水防管理者は、その管内における水防業務が十分果たせるよう、水防用資機材を準備する。

区内2か所に整備

土木事務所倉庫

船入場水防倉庫

### 3 備蓄品等の確保

#### (1) 食糧及び生活必需品の確保

地域防災計画においては、食糧及び生活必需品について、「現在の到達状況と課題」として、都と区において、おおむね3日分の食糧を備蓄し、4日目からは都の調達物資での対応を想定している。また、国と都は必要に応じて区からの要請を待たずに物資や資材の供給を行う（プッシュ型支援）。ただし、被害の大きさによっては、4日目以降の物資の調達が行えない可能性がある。飲料水については、都が居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の給水拠点を整備している。

「対策の方向性と目標」としては、災害時に必要な物資を確保できる体制を構築するため、都との連携により、避難生活者用として、発災後5日分の食糧・生活必需品等の確保に努める。また、区内の物販事業者（小売事業者等）との連携強化等により、様々なニーズに対応できるよう調達体制の拡充に努める。都水道局との役割分担を明確にし、生命維持に必要最小限度の飲料水として、一人1日3ℓを基本に供給できるよう体制を整備していく。また、消火栓等を活用した仮設給水栓や震災井戸の指定等、多面的な飲料水・生活用水の確保策を実施し、必要量の確保に努めることとしている。

「具体的な取組」としては、食糧・生活必需品の確保について、次のように述べられている。

#### ア 食糧備蓄計画

##### (ア) 計画方針

食糧備蓄計画の基礎となる被害想定人口については、24年4月に発表された東京湾北部地震における避難所生活者数の約62,000人を想定して、一人1日3食3日分でアルファ化米など合計約558,000食と、一人1日3ℓ3日分で約558,000ℓ分の飲料水を備蓄している。

必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大避難所生活者数を基準とし、必要となる備蓄スペースの確保と合わせて、今後対応を検討していく。

なお、避難所生活者以外にもライフラインの損傷等による在宅被災者用、さらには帰宅困難者用及び区立学校の児童・生徒・教職員、福祉施設利用者・従事者等用の水・食糧の備蓄を行っていく。このため、学校や企業等においても、児童・生徒や従業員等の食糧の備蓄に努めるよう協力を求めていく。

##### (イ) 食糧備蓄の多様化

食糧については、レトルト食品や要配慮者が食べやすい食糧の備蓄を進めるなど、多様化を図る。

また、乳幼児のために、ほ乳瓶、粉ミルク（調整粉乳）用のミネラルウォーターを備蓄しており、調製粉乳については、区は災害発生後の3日分を備蓄している。

## イ 生活必需品等の備蓄計画

### (ア) 計画方針

被災者に対する生活必需品等の支給については、都・区間の役割分担に基づき、主に都が備蓄及び調達により確保し、区民への配布は区が当たることとなっている。しかし、発災当初、道路障害物除去の状況によっては、都からの搬送が遅れることが予測されるので、区としても生活必需品物資を備蓄調達する。特に、要配慮者などに対する物資を備蓄・調達するよう努める。

### (イ) 備蓄品目

地域避難所である小・中学校等は、発災直後には、多数の避難者が集まり、火災の大規模延焼がなければ、そのまま避難生活を始めることとなる。したがって、発災直後から早急に必要となるものを備蓄する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、女性、高齢者、障害者及び乳幼児など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、過去の災害の状況を踏まえ対応していく。

備蓄倉庫には、マット、下着等を備蓄する。

## ウ 飲料水及び生活用水の確保

### (ア) 計画方針

災害の発生に伴い、水道の断水、井戸水の枯渇等により飲料水を得ることができない者に対し、必要最小限の飲料水を供給する。また、飲料水以外の生活用水についても、確保に努める。

なお、東京都地域防災計画（震災編）の中で、給水所での応急給水は、給水所の応急給水エリアの鍵を区又は都職員が解錠し、常設給水栓から、区により応急給水を行うことになっている。また、都が応急給水に必要な資機材等を整備する。

### (イ) 水道局関係計画（水道局目黒営業所）

#### ①飲料水の確保

応急給水槽、浄水場（所）・給水所等を給水拠点として、飲料水の確保を図る。

#### ②応急給水槽・給水所（目黒区が利用できる箇所）

##### 応急給水槽・給水所

施設名	所在地・施設所管部局	確保水量
都立林試の森公園内 応急給水槽	目黒区下目黒五丁目37番 東京都水道局南部支所	1,500 m <sup>3</sup>
八雲給水所	目黒区八雲一丁目1番 東京都水道局水運用センター 東京都水道局目黒営業所	16,600 m <sup>3</sup>

東京都は、震災時に飲料水が円滑に確保できるよう、浄水場・給水所等の給水拠点を半径2kmごとに整備してきた。

※参考 【応急給水槽】

応急給水槽の構造は、水道の配水本管から直接水をひき、通常時は給水槽内に、常に清浄な水を循環させておくもので、容量1,500m<sup>3</sup>の水が3日間で全て入れ替わる仕組みになっている。大地震時には、両端の遮断弁が自動的に閉まり、一人1日3ℓ換算で延べ50万人の飲料水が確保される。

(2) 医薬品・医療資機材の確保

地域防災計画においては、「医療救護等対策」として、「現在の到達状況と課題」のうち「初動医療体制の確立」について、24年4月に東京都が公表した被害想定では、区内で最大3,195人の負傷者（うち重傷者は576人）の発生が想定されており、これらの負傷者に対応していくためには、より迅速な医療救護活動が行えるよう実効性のある体制を整えるとともに、都や関係機関との連携を今まで以上に強化していく必要があるとしている。

「医薬品・医療資機材の確保」については、区では、区内12か所に設置される緊急医療救護所で使用する医薬品、医療資機材については、目黒区薬剤師会の協力を得て備蓄するとともに、緊急医療救護所が設置される病院に注射器等の備蓄を進める。なお、これらの医薬品等は、ランニングストックにより備蓄を行っているとしている。

(3) 水防用資機材の確保

地域防災計画においては、「風水害対策」の「水害応急対策計画」の中で、水防用資機材について、水防管理者は、その管内における水防業務が十分果たせるよう、水防用資機材を準備する。また、資機材を確保するため、最寄りの業者の手持資機材を常時調査し、緊急の補給に備えておくとしている。

(4) 備蓄品等の現況

備蓄品等の現況については、防災課等に調査した結果を「第3 防災倉庫等の所管課に対する調査結果の概要」に記載している。

第3 防災倉庫等の所管課に対する調査結果の概要

28年11月に、防災倉庫等の所管課に対し、防災倉庫等及び備蓄品等に係る基本的な考え方や対応について調査した。調査結果の概要は次のとおりである。

1 危機管理室防災課

防災課に対し、防災倉庫等及び備蓄品等の配備に係る基本的な考え方、備蓄品等の目標、現在量等について調査を行った。調査結果の概要は次のとおりである。（別紙調査票1 参考資料1～2ページ）



(1) 備蓄品等の配備の基本的な考え方について

地域避難所防災倉庫	発災当初に避難所となるため、備蓄物資や初期の避難所運営で必要となる備蓄品等を配備する。
備蓄倉庫	地域避難所等で保管できない備蓄品等を備蓄しておき、避難所等で備蓄品等の不足が生じた際に、必要に応じて備蓄倉庫から運搬する。
補完避難所	地域避難所開設後に必要がある場合に避難所開設となるため、開設時に備蓄倉庫等から食糧品等を運搬する。そのため、原則、補完避難所運営のための備蓄品等は配備していない。
福祉避難所	地域避難所開設後に必要がある場合に避難所開設となるため、開設時に初動に必要な発電機、投光機等の資機材を配備する。食糧品等については所管で配備する。

(2) 備蓄品等の目標数量の算出根拠、基準について

平成24年4月東京都が発表した「東京湾北部地震」の被害想定における数値を基準としている。

目黒区での避難所生活者62,000人(61,318人)を基準値としている。

食糧は一人1日3食を3日分として558,000食を目標数量としている。

飲料水は一人1日3ℓを3日分として558,000ℓを目標数量としている。

(3) 備蓄品等の目標数量及び現在備蓄数量について

ア 備蓄品等の目標数量及び現在備蓄数量について

(別紙一覧表 参考資料3ページ)

イ 備蓄品等の数量管理について(選定方法、在庫管理)

食糧品等においては、保存期間やアレルギー内容等を確認して選定している。

要配慮者用食糧品等においては、専門知識のある所管課と調整して選定している。

入替えが生じた際に、防災課において在庫管理を実施している。

ウ 備蓄品等の目標数量と現在備蓄数量とが乖離している品目及び乖離している場合の見解について

現在特に大きく乖離している備蓄品等はない。

エ 備蓄品等の目標数量等、備蓄の問題点及び基準の見直しなど今後の課題、改善の方向性について

被害想定が変更になり目標数量が増加した際に、備蓄保管スペースの確保が必須となる。

オ 備蓄品等の機能、品質を確保するための定期的な点検・修理等について

防災課職員による年1回から2回程度の倉庫点検時に、備蓄品等を確認して修理を要する場合には業者に修理依頼している。

カ 女性、乳幼児、高齢者、障害者、食物アレルギー等に特に配慮した備蓄品等について

女性配慮は着替え、授乳用にパーテーションを配備している。乳幼児配慮はアレルギー対策粉ミルクを配備している。障害者、高齢者等の弱者配慮は筆談器、コミュニケーションボード、リゾット食糧等を配備している。食物アレルギー対策については、個人差があり全ての人に対応することはできないが、食品表示を義務化されている7品目及び準ずるもの20品目の原材料をできるだけ使用していない食糧を選定している。なお、アルファ化米については、27品目の原材料を使用していない食糧を選定している。

(4) 補完避難所の開設及び備蓄品等の考え方について

ア 補完避難所開設の考え方

発災時、最初に開設するのは地域避難所である。補完避難所は地域避難所を補完する避難所で、収容スペースの不足など必要に応じ開設する施設運営については、地域避難所に準じて運営する。

イ 補完避難所の備蓄品等の考え方

補完避難所開設時に地域避難所から避難生活者と物資を移動させることとしているため、原則、補完避難所には補完避難所運営のための物資は備蓄していない。また、施設管理を委託している場合は、委託契約時に協定を取り交わすことが必要である。

ウ イベント開催中などに災害が発生した場合の大規模施設での補完避難所の開設の考え方

イベント開催中の発災時の利用者保護については、まずは、イベント主催者や各施設が対応すべきものである。なお、施設の補完避難所としての運用は、利用者保護が落ち着いて、地域の避難生活者の受入ができるようになってから行う。

(5) 福祉避難所の開設及び備蓄品等の考え方について

ア 福祉避難所開設の考え方

発災時、最初に開設するのは地域避難所である。要配慮者の身体状況・環境等を総合判断して、福祉避難所への入所が必要となった場合に福祉避難所を開設する。

イ 福祉避難所の備蓄品等の考え方

地域避難所開設後の避難所となるため、福祉避難所開設時の際に必要な備蓄品等を配備する。

(6) 備蓄品等の有効期限、使用（訓練使用を含む。）、入替え（購入等）、再利用及び廃棄処分について

食糧品等については保証期限の1年前を目処に購入入替えを実施しており、入替えた食糧品は区主催防災訓練や地域での防災訓練で使用、配布している。入替え時には、廃棄処分が極力発生しないように努めているところであるが、やむをえず再利用できないものについては、業者が引取りをしている。

(7) 備蓄品等の保管環境について

ア 保管施設での温度、湿度、カビ、腐食対策について

保管施設により保管環境に差はあるが、比較的新しい保管施設（複合施設）は、除湿器や吸排気設備対策が取られている。湿度がある保管施設においては、スノコ等を下敷きにして備蓄品を保管している。

イ 防犯対策について

保管場所の鍵は関係者のみに預けている。

ウ 病害虫、鼠等対策について

特に対策は講じていない。

エ 地震、水害、火災等の災害対策について

保管施設ごとによる施設での災害対策で対応を講じている。

オ その他特に実施していること

防災課職員による年1回から2回程度の倉庫点検時に、異変等が確認された時には関係所管と連携を図って対応している。

(8) 備蓄品等の事業者等からの調達の実効性の確保について

協定締結団体には年1回、連絡先の確認をしている。また、米穀の備蓄協定などは数量が決まっており、報告書が提出されている。

(9) 備蓄品等の円滑な搬出、被災者への提供について

物資輸送については、トラック協会などの協力を得て、地域避難所へ備蓄物資、調達物資、支援物資を供給し、地域避難所を拠点として地域住民に配布することとしている。今後は、その他民間業者の協力等、効果的な物資輸送を検討する必要があると考えている。

(10) 備蓄品等に係る災害時要配慮者対策について

障害者対策では、筆談器、コミュニケーションボードの備蓄をしている。高齢者対策ではリゾット等を配備している。

(11) 備蓄品等に係る帰宅困難者及び避難所以外の避難者対策について

帰宅困難者の一時滞在施設について、東京都が一時滞在施設に指定した施設は、東京都が管理するが、その他の施設は区の所掌となる。目黒区が直接の被災地となる場合は、区有施設は、全て区民の避難所や区の防災拠点に使用されるため、民間施設に施設提供の協力が必要である。一時滞在施設は耐震基準を満たし、一定規模の収容スペースがある施設を確保の目安としている。備蓄物資については、事前に備蓄品を置くことについて、当該施設管理者の了解が得られれば、当該施設に備蓄することが基本であるが、それが不可能な場合は、区備蓄倉庫から物資を供給することになる。

(12) 備蓄倉庫や備蓄品等の区民への周知について

備蓄倉庫や備蓄品等の区民への周知については、地域防災計画、防災行動マニュアル等に掲載している。備蓄品については、自助の観点から防災用品、消火器のあっせんを区で行っている。

- (13) 区民及び事業所に対する備蓄品等の備蓄への啓発について
- ア 啓発状況について  
くらしのガイド、防災行動マニュアル、防災マップ、講演等で自助のための備蓄品等の備蓄に関わる啓発を行っている。
- イ 区民及び事業所の取組状況について  
第40回目黒区世論調査(20年11月)実施以後に調査は実施しておらず、現在のところ調査予定はない。
- (14) 東京都及び他自治体との連携について  
相互援助協定として、宮城県角田市、宮城県気仙沼市、長野県長和町、大分県臼杵市及び相互応援協定として、城南5区間及び特別区23区間で協定を締結している。
- (15) 以上のほか、備蓄品等について実施していること、今後実施する予定のことについて  
避難所内の暑さ対策として扇風機等の配備の検討及び誰でも使える発電機への入替えを今後進めていく。  
食糧品等の入替えにより、今後多量に発生して再利用できない場合には廃棄処分となってしまうため、今後フードロス対策を図れるようにしていく。

## 2 健康推進部健康推進課

健康推進課に対し、緊急医療救護所における備蓄品等の配置の基本的な考え方及び備蓄品等の状況について調査を行った。調査結果は次のとおりである。(別紙調査票1参考資料5ページ)

- (1) 緊急医療救護所における備蓄品等の配備の基本的な考え方
- ア 緊急医療救護所(病院)  
テント等のハード面に係る資機材は、基本的に区が整備する。その他可能な範囲で各病院の協力を依頼していく。  
注射薬等については、各病院と協定を結び、ランニングストック(運転在庫。最適な規模で活動を続けるために必要とされる在庫のこと。)により管理する。
- イ 緊急医療救護所(休日診療所)  
必要な資機材は、区が整備する。
- (2) 緊急医療救護所における備蓄品等の状況
- ア 緊急医療救護所(病院)  
注射薬等については、各病院と協定を結び、ランニングストックにより管理している。  
テント等の資機材については、29年度予算要求をしており、今後、順次整備していく。
- イ 緊急医療救護所(休日診療所)  
テント等の資機材については、29年度予算要求をしており、今後、順次整備

していく。

### 3 子育て支援部子育て支援課

子育て支援課に対し、児童館及び学童保育クラブを利用する者に対し、災害時に当該施設において提供する施設利用者災害時備蓄品等の配備の基本的な考え方及び目標、現在備蓄数量等について調査を行った。調査結果は次のとおりである。(別紙調査票2 参考資料6 ページ)

#### (1) 施設利用者災害時備蓄品等の配備の基本的な考え方

「目黒区児童館・学童保育クラブにおける安全対策指針」(27年3月改定)に基づき、災害備蓄品を備えている。

#### (2) 備蓄品等の目標数量の算出根拠、基準について

備蓄食糧品の数量は、学童保育クラブの定員を基準とし、保護者へ引き渡すまで1人1食分を備えるようにしている。

※例：学童保育クラブ 定員50人の場合50食分

：児童館と併設の学童保育クラブ 児童館50人と学童保育クラブ50人で100食分

#### (3) 備蓄品等の目標数量及び現在備蓄数量について

##### ア 備蓄品等の目標数量及び現在備蓄数量について

備蓄食糧品の数量は、学童保育クラブの定員を基準とし、保護者へ引き渡すまで1人1食分を備えるようにしている。

##### イ 備蓄品等の数量管理について(選定方法、在庫管理)

各館の保管状況を、子育て支援課が一括購入し、期限切れ時期に入替えを行う。

##### ウ 備蓄品等の目標数量と現在備蓄数量とが乖離している品目及び乖離している点の見解について

学童保育クラブの定員と毎年受入上限数の差が大きいため。

##### エ 備蓄品等の目標数量等、備蓄の問題点及び基準の見直しなど今後の課題、改善の方向性について

今後、子育て支援課で備えている備蓄品と防災課で備えている備蓄品を整理し、必要な品を精査し購入を検討する必要がある。

#### (4) 備蓄品等の有効期限、使用(訓練使用を含む。)、入替え(購入等)、再利用及び廃棄処分について

毎年、子育て支援課が保管及び期限等を調査し、期限切れなどの物品を一括購入し、入替えを行う。

期限間近で入替えの物品が納品されている場合には、事業等の中で子どもたちと避難訓練の一環として試食等を行う。

#### (5) 備蓄品等の保管環境(温度・湿度・病虫害対策等)について(現状、問題点・課題、改善の方向性)

既存倉庫等にスペースを確保して保管しているが、既存倉庫等は狭小のため、保

管スペースの確保に苦勞している。

#### 4 子育て支援部保育課

保育課に対し、保育園を利用する者に対し、災害時に当該施設において提供する施設利用者災害時備蓄品等の配備の基本的な考え方及び目標、現在備蓄数量等について調査を行った。調査結果は次のとおりである。(別紙調査票2 参考資料7ページ)

##### (1) 施設利用者災害時備蓄品等の配備の基本的な考え方

「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会事業所における帰宅困難者対策ガイドライン(24年9月10日)」をもとに、在園児童の3日分の備蓄を準備している。

##### (2) 備蓄品等の目標数量の算出根拠、基準について

資料1に記載(参考資料8ページ)

##### (3) 備蓄品等の目標数量及び現在備蓄数量について

###### ア 備蓄品等の目標数量及び現在備蓄数量について

資料1に記載(参考資料8ページ)

###### イ 備蓄品等の数量管理について(選定方法、在庫管理)

保育園の意見を聞き、備蓄する商品を決定している。

アレルギー対応のビスケットを備蓄している。

アレルギー児対応としてアルファ化米は具材を入れず調理するように指示している(災害時、誰でも対応が出来るように備蓄品にも大きく注意書きを記載している)。

###### ウ 備蓄品等の目標数量と現在備蓄数量とが乖離している品目及び乖離している場合の見解について

該当品目なし

###### エ 備蓄品等の目標数量等、備蓄の問題点及び基準の見直しなど今後の課題、改善の方向性について

特になし

##### (4) 備蓄品等の有効期限、使用(訓練使用を含む。)、入替え(購入等)、再利用及び廃棄処分について

資料2-1・2に記載(参考資料9~10ページ)

##### (5) 備蓄品等の保管環境(温度・湿度・病虫害対策等)について(現状、問題点・課題、改善の方向性)

既存施設において、倉庫や調理室内にスペースを確保して保管している。複数か所に分けて保管している施設もある。保管場所や保管方法(積み上げなど)には問題が発生しやすいが、各園において災害を想定し対応している。

#### 5 都市整備部土木工事課

土木工事課に対し、水防対策用倉庫(舟入場水防倉庫及び土木事務所倉庫)における応急対策用資機材の配備の基本的な考え方及び目標、現在備蓄数量等について調査

を行った。調査結果は次のとおりである。(別紙調査票1 参考資料1 1 ページ)

(1) 水防対策用倉庫における資機材配備の基本的な考え方

水防法に基づく水防管理団体である目黒区は、洪水、雨水出水等の際し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する必要があるため、必要な水防資機材を確保している。

想定被害は、目黒区ハザードマップで公開されている12年9月の東海豪雨、最大時間雨量114mmである。

区の水防倉庫は、主として船入場水防倉庫を使用しているが、緊急用として土木事務所にも一部保管している。土のうについては、区内41か所に区民向けの緊急用土のう保管箱と、行政用として水防倉庫の他、南部区域向けに碑文谷公園にも一部保管している。

(2) 水防対策用倉庫における資機材の目標数量の算出根拠、基準について

必要な資機材の数量等については、災害対策基本法に基づく地域防災計画、及び水防法に基づく水防計画に定めている。計画策定にあたっては、国土交通省の「水防計画作成の手引き」を活用しているが、必要な資機材の目標数量等に、基準が無いため、目黒区ハザードマップで公開されている12年9月の東海豪雨、最大時間雨量114mmを想定して、近年の水害時の対応結果、及び、他の自治体の計画を参照して本区における備蓄資機材の計画を作成している。

(3) 水防対策用倉庫における資機材の目標数量及び現在備蓄数量について

ア 資機材の目標数量及び現在備蓄数量について

(別紙 参考資料1 2～1 3 ページ)

イ 備蓄品等の数量管理について(選定方法、在庫管理)

備蓄資機材については台帳を作成して一元管理を行っている。在庫管理は、毎年5月の水防訓練時・水防計画書作成時と、9月の次年度予算要求時に定期確認を行っている。

ウ 備蓄品等の目標数量と現在備蓄数量とが乖離している品目及び乖離していることについての見解について

土のうや砂における計画数量と実数量の乖離については、近年のゲリラ豪雨対策として、土のう配布の時間短縮を目的に、区内全域41か所に土のう保管箱を設置したことによるものである。

エ 資機材の目標数量等、備蓄の問題点及び基準の見直しなど今後の課題、改善の方向性について

土のうや砂における計画数量と実数量の乖離について、今般の地域水防計画の見直し時を捉えて改正を検討中である。

(4) 資機材の保守管理について(保守点検の方法、時期等)

土のうに関する砂・土のう袋の購入については、豪雨期や台風時に備え、常時点検・確認を行い、随時購入するなど、必ず備蓄数量になるよう、常時土のう作成と、土のう保管箱への補充を行っている。その他の資機材は、5月の水防訓練及

び水防計画書作成時に点検を行い、在庫確認と稼働確認を行ったうえで、その結果に基づき必要であれば雨季前に修理を行っている。また、購入計画については、9月の次年度予算要求時に再度確認し、資機材の寿命等も含めて更新等の必要性を確認のうえ予算要求している。

(5) 水防対策用倉庫や資機材の区民への周知について

水防対策用倉庫の区民周知は、いたずらによって水防活動に障害が発生する可能性があるため行っていない。ただし、土のう保管箱については、区内41か所に設置しており、水防用として区民が自由に利用できるため、ホームページ等で積極的にPRしている。

なお、区民からの要望であれば、更なる土のうの配布や、排水ポンプでの排水作業も区で行っており、同じくホームページや区報でPRしている。

第4 防災倉庫等の設置・管理状況及び備蓄品等の管理状況に係る調査結果の概要

防災倉庫等の設置・管理状況及び備蓄品等の管理状況について、地区単位等で対象を抽出し、28年10月～29年2月にかけて現地視察・調査を行った。調査結果の概要は次のとおりである。

1 現地視察・調査施設

下記 28年度行政監査現地視察・調査対象施設一覧のとおり。

- |               |     |
|---------------|-----|
| (1) 地域避難所防災倉庫 | 5か所 |
| (2) 補完避難所     | 8か所 |
| (3) 福祉避難所     | 7か所 |
| (4) 備蓄倉庫      | 8か所 |
| (5) 水防倉庫      | 1か所 |

28年度行政監査現地視察・調査対象施設一覧

(1) 地域避難所防災倉庫	
北部地区	菅刈小学校及び菅刈公園
東部	大鳥中学校
中央	目黒中央中学校
南部	向原小学校
西部	大岡山小学校
(2) 補完避難所	
北部地区	駒場住区センター（住区会議室）
〃	東山地区センター（社会教育館・住区会議室レクリエーションホール）
東部	目黒区民センター （中小企業センター・中小企業センターホール・消費生活センター・勤労福祉会館・社会教育館・体育館・児童館・学童保育クラブ）



〃	中目黒G T プラザホール
中央	鷹番住区センター（住区会議室・老人いこいの家）
〃	上目黒住区センター（住区会議室・児童館）
南部	原町住区センター（住区会議室・児童館）
西部	自由が丘住区センター（住区会議室）
（３）福祉避難所	
北部地区	大橋えのき園
〃	東山保育園
東部	なかもめぐろホーム（特別養護老人ホーム中目黒）
〃	田道保育園
中央	ひまわりプラザ（すくすくのびのび園）
南部	南保育園
西部	心身障害者センターあいアイ館
（４）備蓄倉庫	
北部地区	北部地区備蓄倉庫
東部	東部地区下目黒備蓄倉庫
〃	東部地区三田フレンズ備蓄倉庫
〃	東部地区三田二丁目備蓄倉庫
中央	中央地区備蓄倉庫
南部	南部地区備蓄倉庫
西部	西部地区備蓄倉庫
〃	西部地区応急対策資機材等倉庫
（５）水防倉庫	
	舟入場水防倉庫

## ２ 防災倉庫等の設置・管理状況と問題点

### （１）設置場所は適切か。

#### <着眼点>

- ・備蓄品搬出者にとって分かりやすい場所か。
- ・設置場所は搬出作業をしやすい状況か。

#### ア 地域避難所防災倉庫

屋外倉庫、屋外コンテナは、学校の教育環境に配慮して、建物の裏や校門から遠い距離にあるなど、その多くは分かりにくい場所に設置されていた。目黒中央中学校の防災倉庫は校舎の一角にあり、場所は分かりやすかった。

また、菅刈小学校の防災倉庫への通路は、搬出しづらい状況になっていた。

#### イ 補完避難所内倉庫等

補完避難所で備蓄場所を屋外倉庫としているのは、鷹番住区センターのみであ

った。この倉庫は、住区センターの建物の一部で、誰にでも分かりやすい。

屋内の倉庫を設置場所としている施設では、その場所について特段の問題はない。

なお、東山地区センター、中目黒GTプラザホール、目黒区民センター（児童館を除く）、鷹番老人いこいの家、宮前分室老人いこいの家では、原則、補完避難所には、補完避難所運営のための物資の備蓄はしないこととしていることから、備蓄品等の保管はなかった。

#### ウ 福祉避難所内倉庫等

屋外コンテナを設置しているのは、大橋えのき園、東山保育園、南保育園であり、いずれも、園の入口から屋外コンテナまでの経路は分かりにくいものの、建物の近くに設置されている。

福祉避難所開設後に備蓄品を使うのは、当該施設に勤務する職員であることから、設置場所に特段の問題はない。

#### エ 備蓄倉庫

北部地区備蓄倉庫、東部地区下目黒備蓄倉庫、東部地区三田二丁目備蓄倉庫については、道路に面しているため、入口の位置は分かりやすかった。東部地区三田フレンズ備蓄倉庫については、複合施設のビルの地下にあり、入口までの状況は分かりにくかった。

#### オ 水防倉庫

水防倉庫は、区の特定の職員が使用する施設であることから、場所の分かりやすさは特に問題ではない。

水防倉庫への搬入路入口は、地形上の制約から、山手通りと駒沢通りの交差点から進入することとなっているため、災害時の進入は、安全を十分に確保する必要がある。

### (2) 施設表示は適切に行われているか。(施設内に設置された倉庫については、倉庫名の表示)

#### <着眼点>

- ・備蓄品搬出者にとって施設表示は分かりやすいか。

#### ア 地域避難所防災倉庫

施設建物内防災倉庫の表示はなされていなかった。

災害時に迅速な対応をするため、防災倉庫の表示が必要である。

#### イ 補完避難所内倉庫等

補完避難所で屋外倉庫を利用している鷹番住区センターでは、倉庫に「防災器具置場」と記載された表示板があり、分かりやすい。また、施設内の倉庫において防災倉庫の入口表示があるのは、自由が丘住区センター、自由が丘住区センター宮前分室の2か所であった。しかし、2か所とも「倉庫」という表示のみで、施設用倉庫か防災用倉庫か判別できなかった。また、目黒区民センター児童館では、プレイルームの倉庫の扉に「災害備蓄品」の表示があった。なお、その他の

施設では表示がなかった。

ウ 福祉避難所内倉庫等

屋外コンテナを設置している大橋えのき園、東山保育園、南保育園のいずれも防災倉庫の表示はなかった。また、施設内防災用倉庫の入口表示があるのは、なかめぐるホーム（特別養護老人ホーム中目黒）のみであった。

エ 備蓄倉庫

施設表示は全てなされていた。

オ 水防倉庫

施設表示はないが、区の特定の職員が使用する施設であることから、特に問題ではない。

(3) 防災倉庫等は、地震や豪雨、火災などで損壊しないように設置されているか。

<着眼点>

- ・外壁、屋根、扉などの損傷、雨漏り、老朽化の状況はどうか。
- ・耐震対策は行われているか。
- ・浸水対策はできているか。

ア 地域避難所防災倉庫

地震や豪雨、火災などで損壊しないよう強固に設置されていた。

なお、施設建物内防災倉庫は、浸水の可能性も一定程度考慮する必要がある。

イ 補完避難所内倉庫等

鷹番住区センターの補完避難所内倉庫は、建物の一部で強固である。

その他の施設については、特に問題点は見受けられない。

ウ 福祉避難所内倉庫等

大橋えのき園の屋外コンテナは、コンクリートの土台に固定され、更に地面から20cm程度の位置に床面があり、浸水の可能性もほとんどない。また、倉庫周辺は近隣の建物と隣接していないため、火災の影響も受けにくい。

東山保育園と南保育園については、家庭用の小規模屋外コンテナを設置しており、耐震、浸水対策は特にとっていない。しかし、両園とも、周囲より高い位置にあるため、浸水の可能性はほとんどないと考えられる。火災については、2園とも隣地から離れているため、隣地での火災の影響は受けづらいと考えられる。

エ 備蓄倉庫

備蓄倉庫については、耐震・浸水対策は図られていた。地下にある備蓄倉庫についても、建物全体として浸水対策が図られていた。

東部地区三田二丁目備蓄倉庫においては、住宅に隣接しているものの耐火構造であることから、隣地の火災の影響を受ける可能性はほとんどないと考えられる。

オ 水防倉庫

コンクリート造で、強固である。特に問題点は見受けられない。

(4) 鍵の管理は適切にされているか。

<着眼点>

- ・ 備蓄品等を搬出する際に、速やかに解錠できるよう適切に管理しているか。
- ・ 保管場所や保管者は適切か。

ア 地域避難所防災倉庫

目黒中央中学校では、職員室で鍵の保管をしており、菅刈小学校、向原小学校、大岡山小学校、大鳥中学校では、職員室と主事室で鍵の保管をしており、いずれも保管場所に防災倉庫の表示があった。なお、保管責任者の表示はなかった。

現在、鍵を所持している者は、区の避難所参集指定職員のみであることから、災害時に備蓄品等を速やかに搬出できるようにするため、鍵を所持する対象者について検討する必要がある。

イ 補完避難所内倉庫等

全ての補完避難所で鍵の保管をしているものの、保管場所に備蓄用倉庫の表示のある施設とない施設があった。なお、全ての施設で保管責任者の表示はなかった。

また、鍵そのものに備蓄用倉庫という表示が記載されておらず、現地調査時に誤った鍵を持参したため、速やかに倉庫の解錠ができない施設があった。

ウ 福祉避難所内倉庫等

全ての福祉避難所で鍵の保管をしているものの、保管場所に備蓄用倉庫の表示のある施設とない施設があった。保管場所に備蓄用倉庫の表示のある施設でも、保管責任者の表示のない施設があった。鍵の保管はしているが、保管場所に備蓄用倉庫の表示はなく、保管責任者の表示もない施設があった。

エ 備蓄倉庫

複合施設については、施設の管理室等に鍵の保管をしており、保管場所に備蓄倉庫の表示があった。なお、保管責任者の表示はなかった。

オ 水防倉庫

鍵は、土木工事課と土木事務所で保管している。

水防倉庫関係者以外が、水防倉庫の解錠をすることはないので、特に問題は見受けられない。

(5) 照明は適切な状態にあるか。

<着眼点>

- ・ 照明は点灯するか。
- ・ 停電時用の懐中電灯は配備されているか。
- ・ 懐中電灯は直ちに点灯する状態にあるか。

ア 地域避難所防災倉庫

向原小学校の防災倉庫以外は、全ての防災倉庫に懐中電灯を備えていた。しかし、目黒中央中学校では、懐中電灯は箱に入った状態であった。

災害発生時に施設が停電した場合でも、迅速に備蓄品を搬出できるよう、倉庫の扉を開けた直ちに懐中電灯を適切に配備する必要がある。

イ 補完避難所内倉庫等

自由が丘住区センターは懐中電灯を倉庫内に備えていたが、その他の補完避難所内倉庫には備えられていなかった。

災害発生時に施設が停電した場合でも、迅速に備蓄品等を搬出できるよう、倉庫の扉を開けた直近に懐中電灯を適切に配備する必要がある。

ウ 福祉避難所内倉庫等

全ての福祉避難所で、懐中電灯を倉庫内に備えていなかった。

災害発生時に施設が停電した場合でも、迅速に備蓄品等を搬出できるよう、倉庫の扉を開けた直近に懐中電灯を適切に配備する必要がある。

エ 備蓄倉庫

東部地区下目黒備蓄倉庫、東部地区三田二丁目備蓄倉庫、東部地区三田フレンズ備蓄倉庫で、懐中電灯を倉庫内に備えていなかった。

災害発生時に停電した場合でも、備蓄倉庫から速やかに他の避難所等に備蓄品を運搬できるよう、作業用として懐中電灯を適切に配備する必要がある。

オ 水防倉庫

懐中電灯を配備していなかった。

災害発生時に停電した場合でも、水防倉庫から速やかに資機材を搬出できるよう、作業用として懐中電灯を適切に配備する必要がある。

(6) 衛生環境は適切に保持されているか。

<着眼点>

- ・備蓄品等に影響を与えるような汚れや雨漏り、破損等は見られるか。
- ・湿気の状況どうか。

衛生環境については、地域避難所防災倉庫、補完避難所内倉庫等、福祉避難所内倉庫等、備蓄倉庫、水防倉庫、いずれにおいても特に問題はなかった。

3 備蓄品等の管理状況と問題点

(1) 備蓄品等の配置や一覧表示は適切に行われているか。

<着眼点>

- ・備蓄品等の配置図は見やすい場所に掲示されているか。
- ・配置図を元に配置し、個々の備蓄品等の表示をしているか。
- ・備蓄品等の使用方法の表示はされているか。

ア 地域避難所防災倉庫

備蓄品等の配置図及び一覧表については、入口付近に掲示されており、配置図どおりに配置され、特に問題は見受けられなかった。

また、備蓄品等の使用方法については、備蓄品等の梱包内部に説明書が入れているが、使用方法の表示がされていなかった。

避難所開設時、速やかに備蓄品等を使用することになることから、備蓄品等の使用方法を適切に表示する必要がある。

#### イ 補完避難所内倉庫等

全ての補完避難所防災倉庫において、備蓄品等の配置図は掲示されていなかった。

備蓄品等の一覧表が掲示されていたのは、上目黒住区センター児童館のみであった。一覧表は、手書きでも記入できるようになっており、最新状況になっていた。

補完避難所開設時には、速やかに避難所運営ができるよう、備蓄品等の配置図及び一覧表については、適切に掲示する必要がある。

備蓄品等の使用方法の表示については、いずれの施設でもされていなかった。

避難所開設時、速やかに備蓄品等を使用することになることから、備蓄品等の使用方法を適切に表示する必要がある。

#### ウ 福祉避難所内倉庫等

東山保育園を除き、備蓄品等の配置図は掲示されていなかった。

備蓄品等の一覧表が掲示されていたのは、ひまわりプラザ（すくすくのびのび園）、心身障害者センターあいアイ館であった。心身障害者センターあいアイ館については、28年11月1日現在と日付入りの最新状況になっていた。ひまわりプラザ（すくすくのびのび園）は、日付は記入されていなかったが、最新状況であった。

福祉避難所開設時には、速やかに避難所運営ができるよう、備蓄品等の配置図及び一覧表については、適切に掲示する必要がある。

備蓄品等の使用方法の表示については、いずれの施設でもされていなかった。

避難所開設時、速やかに備蓄品等を使用することになることから、備蓄品等の使用方法を適切に表示する必要がある。

#### エ 備蓄倉庫

西部地区応急対策資機材等倉庫及び東部地区下目黒備蓄倉庫を除き、備蓄品等の配置図は掲示されていなかった。

備蓄品等の一覧表が掲示されていたのは、西部地区応急対策資機材等倉庫のみであった。また、東部地区下目黒備蓄倉庫では、随時記帳のできるホワイトボードがあるものの、活用されていないように見受けられた。

地域避難所等で備蓄品等の不足が生じた際に、必要に応じて備蓄倉庫から速やかに運搬できるよう、備蓄品等の配置図及び一覧表については、適切に掲示する必要がある。

#### オ 水防倉庫

水防倉庫は、区の特定の職員が使用する施設であることから、配置図等の掲示はされていなかった。

### (2) 有効期限は適切に管理されているか。

#### <着眼点>

- ・ 備蓄品等の機能や品質の確保のため、定期的な点検、入替、処分、修理等を行

っているか。

ア 地域避難所防災倉庫

備蓄品等において、消費期限、使用期限等の有効期限は守られていた。

イ 補完避難所内倉庫等

備蓄品等において、消費期限、使用期限等の有効期限は守られていた。

なお、一部の施設で、有効期限が経過した備蓄品等を保管していた。防災課によると、有効期限の近い備蓄品等を施設の行事等に使用し、その際に残ったものである可能性があるとのことであった。有効期限切れ備蓄品等の誤配付防止のため、再利用、廃棄予定の備蓄品等については、別の倉庫で保管する必要がある。

ウ 福祉避難所内倉庫等

備蓄品等において、消費期限、使用期限等の有効期限は守られていた。しかしながら、ひまわりプラザ（すくすくのびのび園）では、施設の特性上、市販品を購入し給食等に使用しながらローリングストックをしているため、備蓄品等を収納しているダンボール箱に期限表示がされていないものがあった。

福祉避難所開設時に、速やかに避難所運営ができるよう備蓄品等の有効期限の適切な表示が必要である。

エ 備蓄倉庫

備蓄品等において、消費期限、使用期限等の有効期限は守られていた。しかしながら、北部地区備蓄倉庫、中央地区備蓄倉庫、南部地区備蓄倉庫、西部地区備蓄倉庫、西部地区応急対策資機材等倉庫では、一部の備蓄品等の箱に製造年月日と納入年月日は表示されていたが、有効期限が表示されていないものがあった。

地域避難所等で備蓄品等の不足が生じた際に、備蓄倉庫から運搬された備蓄品等の有効期限については、即座に判読できるように記載されている必要がある。

オ 水防倉庫

年2回、品質のチェックを行っている。1回目は5月の水防訓練の前に作動等のチェックを行い、2回目は次年度の予算要求をするにあたり、計画上の数量を確保するためのチェックを行っている。そのため、特に問題点は見受けられなかった。

(3) 保管状況は適切か。

<着眼点>

- ・備蓄品等は、整理して保管されているか。
- ・棚の固定状況はどうか。
- ・地震で可動ラックが移動することはないか。
- ・備蓄品等の飛び出し防止対策はなされているか。
- ・不要なものは置いてないか。
- ・搬入搬出の経路は確保されているか。

ア 地域避難所防災倉庫

地域避難所防災倉庫では、備蓄品等は整頓され、取り出しやすい状態であった。

また、指定された備蓄品等以外の物品はなく、倉庫内搬出経路も確保されていた。

しかし、棚を設置している全ての地域避難所で、飛び出し防止対策は取られていなかった。飛び出し防止対策により地震による備蓄品等の荷崩れを防ぐことで、備蓄品等の搬出に支障を来たすことのないようにする必要がある。

#### イ 補完避難所内倉庫等

保管状況については、備蓄品等のある全ての補完避難所で作り付けの棚を使用していた。なお、上目黒住区センター児童館では、スチール製の棚に家具転倒防止伸縮棒で地震対策をしていた。

上目黒住区センター、上目黒住区センター児童館、原町住区センター児童館、自由が丘住区センター、自由が丘住区センター宮前分室で、防災用備蓄品等の前に自所属の物品を置いているため、備蓄品等が取り出しにくく、搬出経路が確保されていない状況であった。また、全ての補完避難所で、棚からの飛び出し防止対策は取られていなかった。飛び出し防止対策により地震による備蓄品等の荷崩れを防ぐことで、備蓄品等の搬出に支障を来たすことのないようにする必要がある。

なお、一部の施設で、当該施設を日常利用している児童等が発災後に使うための備蓄品にもかかわらず、備蓄品の箱に帰宅困難者用備蓄品と記載されていたため、当該施設とは関係のない、いわゆる帰宅困難となった通勤者等のための備蓄品であると誤解して保管しているところがあった。備蓄品等の納入時点で、備蓄品等の利用対象者が誰であるのか、明確に分かる箱への印刷が必要である。

#### ウ 福祉避難所内倉庫等

大橋えのき園、田道保育園、ひまわりプラザ（すくすくのびのび園）、心身障害者センターあいアイ館において、棚は作り付けとされていた。

なお、大橋えのき園では、一部家庭用の車輪付きラックに備蓄品等を保管しており、固定はされていなかった。東山保育園でも車輪はないものの家庭用のラックを使用しており、倉庫内の床の傾きを補正するため、ラックの下に板を重ねてはさんでいた。なかめぐろホーム（特別養護老人ホーム中目黒）は、ホールの一部をカーテンで区切っている倉庫のため、備蓄品等を床に直に置いていた。南保育園では、備蓄品等の手前に園の備品用のラックがあり、固定はしていなかった。これらの3施設については、倉庫内ラックの適切な管理について工夫が必要である。

整理状況については、なかめぐろホーム以外全ての福祉避難所で、防災用備蓄品等以外の自所属物品が置かれ、搬出経路が十分に確保されていなかった。また、全ての補完避難所内倉庫で、棚からの飛び出し防止対策は取られていなかった。

飛び出し防止対策により地震による備蓄品の荷崩れを防ぐことで、備蓄品等の搬出に支障を来たすことのないようにする必要がある。

#### エ 備蓄倉庫

備蓄倉庫では、備蓄品等は整頓され、取り出しやすい状態であった。しかし、



西部地区応急対策資機材倉庫以外の全ての備蓄倉庫で、備蓄品等の飛び出し防止対策は取られていなかった。

飛び出し防止対策により地震による備蓄品等の荷崩れを防ぐことで、地域避難所等で備蓄品等の不足が生じた際に、備蓄倉庫から備蓄品等の搬出に支障を来たすことのないようにする必要がある。

#### オ 水防倉庫

水防用資機材は整頓され、取り出しやすい状態であった。しかし、棚に保管している資機材について、飛び出し防止対策は取られていなかった。

災害時に、飛び出し防止対策により資機材の荷崩れを防ぎ、水防倉庫から速やかに資機材を運搬できるよう工夫が必要である。

## 第5 監査結果

### 1 指摘事項

今回の行政監査においては、監査対象とした防災倉庫等の設置・管理状況及び備蓄品等の管理状況並びにそれらに係る事務について、是正又は改善を求める指摘事項は見受けられなかった。

### 2 意見・要望事項

今回の行政監査において、改善について検討を求める事項があったので、監査対象とした防災倉庫等の設置・管理状況及び備蓄品等の管理状況並びにそれらに係る事務について、調査結果等を踏まえ、次のとおり、監査の着眼点に沿って意見・要望を述べることとする。

#### (1) 防災倉庫等は適切に整備されているか。

##### ア 設置場所は適切か。

地域避難所防災倉庫については、多くは、小・中学校校舎の裏手に設置されており、校門から設置場所までの距離が長く、校門からの経路が分かりにくいところが見受けられた。校門付近や校庭の目立つ場所に設置するのは、スペースの関係で難しいことは理解するが、災害発生時には、職員以外の方が搬出に協力することが考えられるため、円滑な搬出ができるよう、校門の入口等に防災倉庫の掲示（施設の倉庫と兼用の場合には併記）をすることが望ましい。

このため、学校施設案内板等に防災倉庫名及び経路を掲示するよう改善されたい。

(防災課)

##### イ 施設名の表示は適切に行われているか。(施設内に設置された倉庫については、倉庫名の表示)

施設建物内の防災倉庫や備蓄倉庫について、名称の表示がされていない倉庫が見受けられた。また、住区センター等の施設内に設置されている倉庫等に防災用の備蓄品等が保管されている場合、防災用備蓄品等の保管場所である旨の表示がされていない施設が見受けられた。

災害発生時には、職員以外の方が搬出に協力することが考えられるため、防災用備蓄品等の保管場所である旨の名称の表示（施設の倉庫と兼用の場合には併記）をされたい。

（防災課、各所管課）

ウ 防災倉庫等は、地震や豪雨、火災などで損壊しないように設置されているか。

監査対象とした備蓄倉庫等の施設については、目黒区施設白書（平成25年3月）及び施設データ集（29年2月）においては、一部の施設には課題があるが、おおむね耐震性が確保されている旨記載されている。各所管課設置の倉庫で、屋外に設置されているものについては、固定されていないものが見受けられた。また、倉庫の底が地面に近い倉庫については、豪雨による浸水の影響を受けやすいものが見受けられた。

これらについては、地震や浸水等の対策を行われたい。

（防災課、各所管課）

エ 鍵の管理は適切か。（保管者、保管場所）

地域避難所防災倉庫の鍵については、施設管理者が保管するとともに、区の区域内に震度5弱以上の地震が発生した場合に地域避難所に参集する避難所参集指定職員が鍵を管理している。備蓄倉庫の鍵は、防災課及び複合施設の管理室等で管理されている。また、補完避難所・福祉避難所内倉庫等・水防倉庫の鍵については、それぞれの施設が管理している。

また、鍵に倉庫名が表示されていない施設や鍵の保管場所に備蓄品等の倉庫等の表示がされていない施設、保管責任者の表示がない施設が見受けられた。

地域避難所防災倉庫の鍵については、災害時に迅速な対応を行うために、施設管理者及び区参集指定職員以外で、避難所運営協議会の責任者などにも鍵の管理を委託することを検討されたい。

また、鍵に倉庫名の表示がないものや保管責任者の表示等がされていない施設については、災害時に迅速な備蓄品等の搬出が行えるように、明確に表示されたい。

（防災課、各所管課）

オ 照明及び懐中電灯は配備されているか。

各施設とも、照明設備は確保されているが、倉庫内の入口付近に懐中電灯を配備していないところが見受けられた。

各施設においては、停電時を想定して、各所管課設置の倉庫内入口付近に懐中電灯を必要数配備されたい。また、定期的な点灯や配置場所の確認を行われたい。

（防災課、各所管課）

カ 防災課と関係部局との役割分担・連携は適切に行われているか。

防災倉庫や補完避難所内倉庫等、福祉避難所内倉庫等の備蓄品等については、施設所管課が独自に備蓄するものを除き、基本的には、防災課が指定管理者等と連絡をとり、備蓄品等を配備している。

備蓄品等の維持管理や資機材の使用訓練等がより適切に行われるようにするために、住区会議室等の施設所管課も、これらに關与する仕組みについて検討されたい。

(防災課、各所管課)

(2) 備蓄品等は計画的に備蓄されているか。

ア 備蓄品等の備蓄目標の設定に当たり、適切な根拠に基づいて目標値の算定がなされているか。

備蓄品等の備蓄目標については、東京都防災会議による首都直下型地震での被害想定最大の避難所生活者数約62,000人及び人口等に基づき積算されており、食糧については、一人1日3食3日分558,000食、飲料水については、一人1日3食3日分(500mlペットボトル111万6千本)558,000lを目標値とするなど、基本的には、当初避難所となる地域避難所に配備する備蓄品等について、配置基準及び目標値がおおむね設定されている。

一方、備蓄品等の備蓄目標については、配置基準・目標値が設定されていないもの、設定はされているが、今後充実を図っていく必要があるものなど課題が見受けられる。また、ライフラインの損傷等による在宅被災者や帰宅困難者用等の備蓄については、地域防災計画において課題となっている。今後、備蓄目標の設定に当たっては、これらの課題への対応を含め、備蓄目標の見直しについて検討されたい。

(防災課、各所管課)

イ 備蓄品等の選択・選定は適切に行われているか。

地域防災計画においては、食糧及び生活必需品の確保については、食糧については、レトルト食品や要配慮者が食べやすい食糧の備蓄を進めるなど、多様化を図ること、乳幼児のために、ほ乳瓶、粉ミルク(調整粉乳)用のミネラルウォーターを備蓄していること、また、備蓄品目については、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、女性、高齢者、障害者及び乳幼児など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意すること、物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、過去の災害の状況を踏まえ対応すること、備蓄倉庫には、マット、下着等を備蓄することなどが記載されている。

所管課調査結果では、食糧品等については、保存期間やアレルギー内容等を確認して選定を行っている。弱者用食糧品等については、専門知識のある所管と調整して選定している。また、女性に対しては、着替えや授乳用パーテーション等の配備、乳幼児に対しては、アレルギー対策粉ミルク等の配備、障害者、高齢者に対しては、筆談器、コミュニケーションボード、リゾットの配置など、それぞれ配慮した備蓄に努めていることがうかがえる。

備蓄品等の選択・選定に当たっては、現状においても、避難者の特性に応じた配慮がなされているが、今後とも、防災訓練時など様々な機会に、専門家や関係

者、避難所運営協議会等の意見を伺いながら、より望ましい品目や品種の開発動向なども注視し、備蓄品等の充実など適切な対応に努められたい。

(防災課、各所管課)

ウ 地域防災計画等に基づき、備蓄・調達計画を定め、必要な備蓄品目、必要数量が整備されているか。

地域防災計画には、備蓄・調達計画が定められており、計画的に備蓄に努めていることがうかがえる。また、備蓄品等の目標値をおおむね定めており、目標数量と現在数量とが大きく乖離している備蓄品等はない状況であり、目標数量に対しては、必要な備蓄品目、必要数量はおおむね整備されていると考えられる。

所管課では、引き続き備蓄品等の充実にも努めることとしており、29年度予算には、地域避難所発電機の交換整備、大型扇風機及び霧ミスト扇風機（地域避難所1か所相当分を購入し、今後の活用について検証する。）、緊急医療避難所資機材整備（テント等）、災害時要配慮者支援対策（非常用発電機）、下水道管直結型トイレ配備（17か所）などが計上されているところである。

今後拡充が必要であると考えられる備蓄品等の例として、下水道管直結型マンホールトイレの整備が挙げられる。国土交通省では、東日本大震災等の経験を踏まえ、28年3月に「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」を作成しており、マンホールトイレの必要数の算定等に当たっては、避難所等における1基当たりの使用想定人数を50～100人を目安とし、必要数の目安としては、避難者数が1,000人の場合、10～20基としている。避難所における生活環境を良好なものにしていくためには、マンホールトイレが有用であるとしている。

本区の地域防災計画では、「区民生活に係る対応」として、災害用トイレの確保に係る対策の方向性・到達目標については、マンホール型仮設トイレを設置するための整備を図ること、具体的な取組としては、「トイレの確保及びし尿処理」として、下水道直結トイレを、私立高校等の補完避難所にも整備し、利用可能台数の増設に努めることや、各避難所に凝固剤を配備し、簡易型トイレの利用促進を図るとともに衛生の保持に努めること、区民や事業所に対しても簡易型トイレの備蓄について啓発に努めることなどを掲げているところである。

本区では、簡易トイレなどのほか下水道直結型トイレについては、和式：目標34台、配置39台、洋式：目標101台、配置101台、車椅子対応洋式：目標34台、配置83台、計目標169台、配置223台となっている。地域避難所においては、都立駒場高校など5か所で未整備であり、補完避難所においても整備されていない。現状では、国のガイドラインの目安を下回っている状況であり、更なる拡充が求められる。

一方、地域防災計画の食糧備蓄計画等に記載されているように、避難所生活者以外にも、ライフラインの損傷等による在宅被災者用、さらには帰宅困難者用及び区立学校の児童・生徒・教職員、福祉施設利用者・従事者等用の水・食糧の備

蓄を行っていく必要があり、学校や企業等においても、児童・生徒や従業員等の食糧の備蓄に努めるよう協力を求めていくとされているところである。

今後、在宅被災者や帰宅困難者等に対する必要な対応も含め、備蓄品等の内容、必要量等を精査し、備蓄品等の計画的な拡充、またそれと並行して備蓄倉庫等の計画的な整備拡充に一層努められたい。

(防災課、各所管課)

エ 補完避難所及び福祉避難所の備蓄への対応は適切か。

所管課調査結果では、発災時、最初に開設するのは地域避難所であり、補完避難所は、地域避難所を補完する避難所であり、収容スペースの不足など必要に応じ開設する。施設運営については、地域避難所に準じて運営するとしている。

補完避難所には、住区センターを含め、食糧(ビスケット12,800食)、飲料水(500mlペットボトル9,696本)、簡易トイレ49個、下水道直結型トイレ(車椅子対応:洋式)4台、応急トイレ・し尿収納袋1,600個、燃料缶440缶、発電機(550w・900w・3500w)24台、投光器(ハロゲン)55台、大型炊飯器9台、毛布・サバイバルブランケット3,650枚等が備蓄されている。(地域防災計画:29年3月現在)

補完避難所の備蓄品等については、補完避難所開設時に地域避難所から避難生活者と物資を移動させることとしているため、原則、補完避難所には補完避難所運営のための物資は備蓄していない。また、施設管理を委託している場合は、委託契約時に協定を取り交わすことが必要であるとしている。

このため、補完避難所として指定される東山地区センターや中目黒スクエア、目黒区民センター、緑が丘コミュニティセンター本館等の大規模施設においても、併設の児童館等の施設利用者用備蓄品等以外には、基本的に備蓄されていない。

しかしながら、混乱する交通状況が想定される中で、防災倉庫や備蓄倉庫から備蓄品等を円滑に搬入してくるのは容易ではないと考えられる。また、備蓄倉庫等の備蓄も十分充足している状況とは言えない。さらに、補完避難所として指定されている施設においても、区の施設という面では、施設利用者のうち帰宅困難になっている区民等に対する対応なども必要になると考えられる。

よって、目黒区民センター等の補完避難所に指定されている施設についても、備蓄品等を配備していく方向で検討されたい。

また、福祉避難所については、発災時、最初に開設するのは地域避難所であり、要配慮者の身体状況・環境等を総合判断して、福祉避難所への入所が必要となった場合に福祉避難所を開設する。福祉避難所の備蓄品等については、地域避難所開設後の避難所となるため、福祉避難所開設の際に必要な備蓄品等を配備するとしている。

福祉避難所には、簡易トイレ11,282個、燃料缶190缶、発電機(900w)38台、投光器(LED)76台、寝袋型寝具1,034組等が備蓄されている。(地域防災計画:29年3月現在)

福祉避難所の備蓄品等については、現状では十分とは言えない状況である。施設によっては、備蓄スペースの確保が難しい状況もうかがえるが、今後の区有施設の見直しなど、様々な機会を活用して備蓄スペースの確保に努め、要配慮者への支援に必要な備蓄品等の配備を計画的に進められたい。また、発電機等の使用方法については、避難訓練等の際に、保守点検を兼ねて使用方法の訓練を合わせて実施されたい。

(防災課、各所管課)

オ 帰宅困難者に対する備蓄品等の対応

東京湾北部地震による目黒区の被害想定では、帰宅困難者数について78,206人と想定されている。東京都では、25年4月に東京都帰宅困難者対策条例(以下「都条例」という。)を制定し、従業員の一斉帰宅の抑制、従業員の施設内待機のための3日分の食糧、飲料水その他必要な物資の備蓄の確保、公共交通事業者等による利用者の保護、外部の帰宅困難者のための10%程度余分の備蓄、一時滞在施設の確保、帰宅支援など、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

本区では、地域防災計画において「帰宅困難者対策」を掲げ、都条例の区民・事業者への周知徹底、駅周辺帰宅困難者対策協議会(仮称)の設置、帰宅困難者への情報通信体制の整備、区有施設や民間施設等の一時滞在施設の確保などの対策を推進していくこととしている。

区においては、引き続き事業者への一斉帰宅抑制や3日分の備蓄品等の確保などについて周知徹底していくとともに、施設利用者における帰宅困難者及びその他の帰宅困難者に対し必要な食糧等の備蓄の確保に努められたい。

また、補完避難所の一部の施設においては、施設利用者が一時的に帰宅困難になった場合を想定した施設利用者の備蓄品について、箱に帰宅困難者用備蓄品と記載されていたため、施設利用者以外のいわゆる帰宅困難者用の備蓄品であると誤解して備蓄していた施設が見受けられた。

備蓄品等の納入時点で、備蓄品等の利用対象者が誰であるのか、明確に分かるように箱に表示するとともに、施設管理者への説明を徹底し、区分して備蓄されるようにされたい。

(防災課、各所管課)

(3) 備蓄品等の維持管理は適切に行われているか。

ア 備蓄品等の在庫管理は適切に行われているか。

所管課調査結果では、食糧等の備蓄品等について、有効期限前の入替時に在庫確認、補充を行っているとしている。また、水防用資機材については、豪雨期や台風時、水防訓練時等に在庫確認、稼働確認、補充を行っているとしている。

視察調査した防災倉庫、補完避難所、福祉避難所、水防倉庫については、個別に備蓄品等の在庫データが作成されていた。

一方、備蓄品等の一覧表については、備蓄倉庫等で掲示されていないところが

見受けられたので、倉庫内の見やすい場所に掲示されたい。

また、備蓄品等の使用方法については、防災訓練時等において、保守点検を兼ねた使用訓練を行われたい。

(防災課、各所管課)

イ 備蓄品等の使用・再利用・処分は適切に行われているか。

所管調査結果では、有効期限が近づいた備蓄品等については、防災訓練時等での使用など、極力廃棄処分が生じないように努めているが、やむを得ず再利用できないものは、納入業者による引取り、廃棄処分を行っている。フードロスNPOにも声掛けし、有効活用を検討しているなどとしている。

備蓄品等の使用・再利用・処分については、おおむね適切に行われていると考えられる。

在庫データの管理については、アに述べたとおり取り組まれたい。

(防災課、各所管課)

ウ 備蓄品等の機能、品質は確保されているか。

所管課調査結果では、防災課職員による年1回から2回程度の倉庫点検時に、備蓄品等を確認し、修理を要する場合には、業者に修理を依頼しているとしている。各防災倉庫等の備蓄品等については、有効期限が守られているなど、機能、品質については、おおむね確保されていると考えられる。

しかしながら、一部の防災倉庫等においては、備蓄品等の有効期限が経過したもの、収納箱に有効期限の表示がされていないものが見受けられた。有効期限の適切な管理、収納箱への表示を確認し、適切に管理されたい。

(防災課、各所管課)

エ 防災倉庫等の保管環境は適切に維持管理されているか。

所管課調査結果では、保管施設での温度、湿度、カビ、腐食対策について、保管施設により保管環境に差はあるが、比較的新しい保管施設（複合施設）は、除湿器や吸排気設備対策が取られている。湿度がある保管施設においては、スノコ等を下敷きにして備蓄品を保管しているとしている。

各防災倉庫等の湿気等の保管環境には、特に問題は見受けられなかった。

除湿器や吸排気設備対策については、できる限り全ての倉庫等で取り組むなど、引き続き適切な維持管理に努められたい。

(防災課、各所管課)

オ 備蓄品等は災害時に使いやすいよう、整理整頓されているか。

(ア) 備蓄品等の配置図は分かりやすく入口等に掲示されているか。

地域避難所防災倉庫の備蓄品等については、地域防災計画に「地域避難所防災倉庫物資配置図」として、標準的な配置図が掲載されており、各防災倉庫では、倉庫入り口付近に配置図が掲示されており、配置図どおり配置されていた。

一方、備蓄倉庫においては、西部地区応急対策資機材等倉庫には配置図が掲示されていた。それ以外では、東部地区下目黒備蓄倉庫においては、田道保育

園からの地下通路の壁に小さいながらも掲示されていた。これら以外の6備蓄倉庫では、掲示されていなかった。また、補完避難所内倉庫等においては、全て配置図が掲示されておらず、福祉避難所内倉庫等では、東山保育園を除き、掲示されていなかった。水防倉庫においても、掲示されていなかった。

備蓄品等の配置図が、入口付近等に分かりやすく掲示されていることは、備蓄品等を迅速・円滑に搬出入するために重要である。

よって、備蓄品等の在庫確認や災害時等における搬出を速やかに行うために、入口付近にできるだけ大きく分かりやすい配置図を掲示されたい。

(防災課、各所管課)

(イ) 個々の備蓄品等の保管場所は整理されているか。

地域避難所防災倉庫及び備蓄倉庫においては、おおむね整理され、取り出しやすい状態となっていた。一方、棚を設置している防災倉庫では、飛び出し防止対策が取られていなかった。また、備蓄倉庫の棚については、西部地区応急対策資機材等倉庫では、おおむね棚からの飛び出し防止対策が取られていたが、それ以外の備蓄倉庫では、備蓄品等の飛び出し防止対策が取られていなかった。

補完避難所内倉庫等においては、防災備蓄品等の前に施設用の物品を置いているため、備蓄品等が取り出しにくい倉庫等が見受けられた。

福祉避難所内倉庫等においても、同様に備蓄品等が取り出しにくい状況が見受けられた。また、補完避難所・福祉避難所内倉庫では、棚からの飛び出し防止対策が取られていなかった。水防倉庫では、資機材は整理されていたが、棚からの飛び出し防止対策は取られていなかった。

また、個々の備蓄品等の配置場所に名称の表示されていない倉庫等が見受けられた。

よって、棚を設置している倉庫等において飛び出し防止対策がなされていない倉庫等では、横棒又はチェーン等を張るなど、飛び出し、落下防止に努められたい。

また、防災用の備蓄品等と施設用の物品が併せて配置されている倉庫等については、他に倉庫等が少なく狭隘なこともあり、やむを得ない面もあるが、色分けにより区分するなど、スムーズに搬出入できるよう工夫されたい。

個々の備蓄品等の配置場所に名称の表示されていない倉庫等については、搬出が容易に行われるように、名称の表示に努められたい。

(防災課、各所管課)

(ウ) 入口や通路が備蓄品等の搬出の支障になっていないか。

地域避難所防災倉庫、備蓄倉庫、水防倉庫においては、指定された備蓄品等以外の物品は置かれておらず、倉庫からの搬出に支障はない状況であった。

補完避難所・福祉避難所内倉庫等においては、倉庫も少なく狭隘なことなどから、一部に、搬出経路が確保されていない状況が見受けられた。

倉庫が少なく、狭隘なこともあり、やむを得ない面もあるが、日頃から倉庫



等の通路については、整理整頓に努め、搬出経路の確保に努められたい。

(防災課、各所管課)

(4) 備蓄品等を円滑に搬出、提供できるよう体制は整備されているか。

ア 輸送・配給体制の整備について

地域防災計画においては、「物流備蓄対策の推進」の中で、「輸送・配給体制の整備」について、「対策の方向性と目標」としては、応急対策活動に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹をなすものであることから、車両等を迅速かつ円滑に調達するため、必要となる車両等の調達・配車・輸送手段等を主体とした、人員及び物資の緊急輸送体制を構築していくとしている。また、具体的な取組としては、輸送車両・体制等の整備について、東京都トラック協会目黒支部及び赤帽城南支部と災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定を締結している。また、物資の輸送体制として、区内部での車両等の調達・運用及び民間事業者等から調達することとするなど、輸送手段の確保に努めているところである。

熊本地震等の大規模災害においては、発災直後、道路の障害物等により円滑な輸送が困難であったとされている。したがって、地域避難所防災倉庫や避難所に近い施設での備蓄品等の拡充を進めるとともに、輸送方法・手段について、国や東京都等の対策や専門家、民間物流事業者の意見などを参考にしながら、さらに検討されたい。また、備蓄倉庫等における備蓄品等の搬出に当たっては、迅速・円滑な搬出作業が必要となるので、フォークリフト等の活用や民間物流事業者等からの協力を得るなど、迅速・円滑な搬出体制の構築に向け検討されたい。

(防災課、各所管課)

イ 輸送拠点及び物資集積所の整備について

地域防災計画では、地域内輸送拠点の確保については、災害の発生に伴い、全国の自治体をはじめ、各団体等から救援物資や義援物資が送られてくる。これらの物資等の受入れ、配分、輸送等の輸送拠点として、目黒区総合庁舎を指定している。状況により、予定していた輸送拠点が確保できない場合には、速やかに広い道路に面した代替地を選定確保することになっているとしている。

また、物資集積所の確保については、食品及び生活必需品等の集積所として、交通等が便利な場所である目黒区総合庁舎、目黒区民センター、めぐろ区民キャンパスの3か所を選定し、都福祉保健局に事前に報告している。状況により、予定していた物資集積所が確保できない場合には、速やかに広い道路に面した代替地を選定確保することになっているとしている。

大規模な災害の発生時には、相互援助・相互協力協定等の締結自治体をはじめ、他の自治体や団体等から救援物資等が送られてくることが予測される。これらの支援物資等の受入れや配分、輸送等の拠点・集積所の確保など、スムーズに被災者に届けられる体制を整備することが重要となる。

国においては、28年5月に修正された防災基本計画において、地方公共団体等に対し、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体等か

ら応援を受けることができるよう、地域防災計画に、応援計画や受援計画を位置付けるよう努めるものとしており、今年度末には、計画策定に当たっての指針を作成するとされている。区においても、国や東京都の動向を注視し、地域防災計画の修正やマニュアル等の整備、体制整備等に取り組みたい。

(防災課、各所管課)

#### (5) その他

地域防災計画においては、「防災倉庫は、避難所生活で当初必要な資機材が入っている倉庫である。」「地域避難所の食糧・生活必需品」、「食糧・生活必需品等」、「地域避難所の備蓄物資」、「備蓄品の提供」、「備蓄品の給与」、「備蓄品の給与（貸与）」など、用語が必ずしも統一されていないように見受けられる。よって、用語の整理について検討されたい。

(防災課)

### 3 総括的意見・要望事項

防災倉庫等の設置・管理及び備蓄品等の管理に係る事項のうち、全般にわたる事項で、特に強調しておきたい事項について総括的な意見・要望を述べることとする。

#### (1) 防災倉庫等における備蓄品等の在庫管理について

防災倉庫等ごとの在庫数量については適切に把握されていた。防災倉庫等ごとに適時に在庫数量を確認しておくことは、避難所への避難者数に応じた備蓄品等の過不足を適切に把握し、迅速な対応を図るうえで不可欠なことと考えられる。

よって、今後とも、防災倉庫等における備蓄品等の適切な在庫数量の把握に取り組みたい。

また、防災倉庫等における備蓄品等の在庫数量の把握とともに、備蓄品等の状態の点検、修理等の適切な対応が必要である。防災課に対する調査結果では、入替えが生じた際に、在庫管理を行っているとしている。また、備蓄品等の機能、品質を確保するための定期的な点検・修理については、年1回から2回程度の倉庫点検時に、備蓄品等を確認し、修理を要する場合には、業者に修理を依頼している。子育て支援課、保育課、土木工事課の調査結果においても、年2回程度の在庫確認等を行っているとしている。

今後とも、定期的に備蓄品等の棚卸を行い、データと在庫数量等の確認及び修理等に取り組みたい。

#### (2) 備蓄品等に係る避難所以外の被災者に対する対策について

地域防災計画においては、備蓄品等に係る避難所以外での被災者に対する支援について、避難所生活者以外にもライフラインの損傷等による在宅被災者用、更には帰宅困難者用及び区立学校の児童・生徒・教職員、福祉施設利用者・従事者等用の水・食糧の備蓄を行っている。このため、学校や企業等においても生徒や従業員等の食糧の備蓄に努めるよう協力を求めていく旨記載されている。

区においては、日頃から家庭や事業所等における備蓄を繰り返し呼び掛けていく

とともに、区における在宅被災者等に対する備蓄品等の確保及び提供について、提供方法も含め検討されたい。

(3) 女性や乳幼児、高齢者、障害者など災害時要配慮者、食物アレルギーに配慮した避難所の運営及び備蓄品等の対応について

国の防災基本計画や東京都地域防災計画においては、避難所の運営において、管理責任者に女性も配置するなど女性の参画を推進すること、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点等配慮すること、特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めることなどを掲げている。

本区では、地域防災計画等に基づき、地域避難所、補完避難所等の開設・運営に当たっては、避難所運営協議会等への女性の参画の推進、男女のニーズの違いへの配慮、女性や乳幼児、高齢者、障害者など要配慮者、食物アレルギー対応に特に配慮した備蓄品等の取組等を掲げており、所管課調査においても、こうした取組が進められていることがうかがわれるところである。

今後とも、専門家や関係者、避難所運営協議会等の意見を伺いながら、また、より望ましい品目や品種の開発動向などにも注視し、避難者の特性に応じた避難所の運営及び備蓄品等の充実など、適切な対応に一層努められたい。

(4) 災害時に食糧や飲料水等に困らないよう、家庭や事業者での備蓄を一層推進することについて

区は、災害時に必要な備蓄品等の確保に努めているところであるが、避難所以外の被災者に対する対応等も考慮すると、行政だけの対応では不十分である。区は、暮らしのガイドや防災行動マニュアル、防災マップ、講演等において、家庭や事業所における食糧や飲料水等の備蓄を呼びかけているところであるが、これらを含め、ホームページや区報等で繰り返し周知していくことが重要である。

家庭での食糧等の備蓄については、区でも、めぐろ区報（29年3月5日号等）や防災行動マニュアルなどにおいて、ローリングストック方式（普段の食事に利用する缶詰やレトルト食品などを少し多めに買い置きし、製造日の古いものから使い、使った分は新しく買い足して、常に一定量の備えがある状態を保つ方式）の活用、フードロスの防止など、簡単にできる日常備蓄について啓発しているところであるが、引き続き、啓発内容を工夫しながら、家庭・事業所における備蓄の促進に取り組まれない。

併せて、防災用品の斡旋にも引き続き取り組まれない。

また、世論調査については、第40回目黒区世論調査（20年11月）で実施した以降は実施されておらず、現在のところ実施する予定はないとのことであるが、世論調査等により、家庭や事業所の備蓄の現状を推計し、必要な対策に結び付けることができるとともに、啓発や注意喚起の機会にもなると考えられるので、今後取り組まれない。

(5) 搬出・輸送体制及び物資集積所の体制整備

地域防災計画においては、災害時の応急対策活動に必要な人員及び物資の輸送は、

災害対策活動の根幹をなすものであると位置付けられており、人員及び物資の輸送体制を構築していくこととしている。また、地域内の輸送拠点の確保及び物資集積所の確保など、輸送体制を整備していくこととしている。

28年4月に発生した熊本地震については、熊本県や国等において、受援計画、避難所運営、要配慮者対策、物資の支援、自助・共助支援など、多岐にわたる課題と対応策が検討されている。それらの中では、物資の搬入路の確保や大量の支援物資の仕分け、避難所への配布など、人員及び物資の輸送体制等の構築が容易ではなかったことがうかがえる。

区においては、これらの検討も参考にし、今後予定される国の受援計画等のガイドラインや東京都の取組等を踏まえ、実効性ある搬出・輸送体制及び物資集積所の体制整備に取り組まれない。

また、災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定の実効性の確保に努めるとともに、備蓄倉庫や物資集積所での荷捌きなどを含め、民間物流事業者との協力体制を構築するなど、多面的な取組を推進されるよう要望する。

## 第6 まとめ

今年度の行政監査において監査対象とした、本区における防災対策のうちの防災倉庫等の設置・管理状況及び備蓄品等の管理状況については、地域防災計画等に基づき、おおむね適正に行われていると認められる。また、区関係職員や指定管理者等による積極的な取組が見受けられた。

なお、意見・要望として述べたとおり、一部において、改善に向け検討すべき事項が見受けられたので、これらについては、真摯に受け止め、改善に向けてさらに努力されることを望むものである。

24年4月に東京都防災会議から公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」によれば、最大被害が見込まれる東京湾北部地震の目黒区における被害想定では、甚大な被害が想定されており、首都直下地震の発生が危惧されているところである。

こうした大災害の発生が予想される中で、大規模災害に迅速・適切に対応し、区民の生命と財産を守り、被害を最小限にとどめ、区民の暮らしの安全と安心を支えていくことは、区政の最も重要な課題である。

区においては、防災対策の重要な一環として、備蓄倉庫等の拡充及び女性や乳幼児、高齢者、障害者など要配慮者、食物アレルギー対応などに配慮した備蓄品等の充実に更に取り組むとともに、家庭や事業者における自主的な備蓄の促進など、継続的な啓発の強化が求められるところである。

今後とも、これらを含め、国及び東京都等と連携し、即応性・実効性のある防災対策を一層推進されるよう強く望むものである。